

[1] 基地局を開設しようとする者は、どうしなければならないか。次のうちから選べ。

- 1 総務大臣の免許を受ける。
- 2 基地局の運用開始の予定期日を総務大臣に届け出る。
- 3 基地局を開設した旨、遅滞なく総務大臣に届け出る。
- 4 主任無線従事者を選任する。

[2] 無線局の無線設備の変更の工事の許可を受けた免許人は、総務省令で定める場合を除き、どのような手続をとった後でなければ、許可に係る無線設備を運用してはならないか。次のうちから選べ。

- 1 総務大臣の検査を受け、当該工事が結果が許可の内容に適合していると認められた後
- 2 工事が完了した後、その運用について総務大臣の許可を受けた後
- 3 総務大臣に運用開始の予定期日を届け出た後
- 4 当該工事が結果が許可の内容に適合している旨を総務大臣に届け出た後

[3] 次の記述は、電波の質について述べたものである。電波法の規定に照らし、 内に入れるべき字句を下の番号から選べ。

送信設備に使用する電波の  電波の質は、総務省令で定めるところに適合するものでなければならない。

- 1 周波数の偏差及び幅、高調波の強度等
- 2 周波数の偏差、空中線電力の偏差等
- 3 周波数の偏差及び安定度等
- 4 周波数の偏差及び幅、空中線電力の偏差等

[4] 総務大臣が無線従事者の免許を与えないことができる者は、無線従事者の免許を取り消され、取消の日からどれほどの期間を経過しないものか。次のうちから選べ。

- 1 2年
- 2 1年
- 3 1年6箇月
- 4 6箇月

[5] 第三級陸上特殊無線技士の資格を有する者が、陸上の無線局の空中線電力50ワット以下の無線設備（レーダー及び人工衛星局の中継により無線通信を行う無線局の多重無線設備を除く。）の外部の転換装置で電波の質に影響を及ぼさないものの技術操作を行うことができる周波数の電波はどれか。次のうちから選べ。

- 1 25,010kHzから960MHzまで
- 2 1,606.5kHzから4,000kHzまで
- 3 4,000kHzから25,010kHzまで
- 4 960MHzから1,215MHzまで

[6] 無線従事者がその免許証の再交付を受けることができる場合に該当しないものはどれか。次のうちから選べ。

- 1 住所に変更を生じたとき。
- 2 氏名に変更を生じたとき。
- 3 免許証を汚したとき。
- 4 免許証を失ったとき。

[7] 次の記述は、秘密の保護について述べたものである。電波法の規定に照らし、 内に入れるべき字句を下の番号から選べ。

何人も法律に別段の定めがある場合を除くほか、 を傍受してその存在若しくは内容を漏らし、又はこれを窃用してはならない。

- 1 特定の相手方に対して行われる無線通信
- 2 総務省令で定める周波数を使用して行われる暗語による無線通信
- 3 総務省令で定める周波数を使用して行われる無線通信
- 4 特定の相手方に対して行われる暗語による無線通信

[8] 無線局の臨時検査(電波法第73条第5項の検査)において検査されることがあるものはどれか。次のうちから選べ。

- 1 無線従事者の資格及び員数
- 2 無線従事者の業務経歴
- 3 無線従事者の勤務状況
- 4 無線従事者の知識及び技能

[9] 総務大臣から無線局の免許が取り消されることがあるのはどの場合か。次のうちから選べ。

- 1 不正な手段により無線局の免許を受けたとき。
- 2 運用許容時間外の運用をしたとき。
- 3 免許状に記載されていない周波数の電波を使用したとき。
- 4 免許状を失ったとき。

[10] 総務大臣から無線従事者がその免許を取り消されることがあるのはどの場合か。次のうちから選べ。

- 1 電波法に違反したとき。
- 2 引き続き5年以上無線設備の操作を行わなかったとき。
- 3 日本の国籍を有しない者となったとき。
- 4 免許証を失ったとき。

[11] 無線局の免許がその効力を失ったときは、免許人であった者は、その免許状をどうしなければならないか。次のうちから選べ。

- 1 1箇月以内に総務大臣に返納する。
- 2 2年間保管する。
- 3 3箇月以内に総務大臣に返納する。
- 4 直ちに廃棄する。

[12] 基地局に備え付けておかなければならない書類はどれか。次のうちから選べ。

- 1 免許状
- 2 無線従事者選解任届の写し
- 3 無線設備等の点検実施報告書の写し
- 4 免許証